令和７年11月12日

市内有料老人ホーム　管理者　様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

名古屋市有料老人ホーム「重要事項説明書」様式変更のお知らせ

日頃は、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、厚生労働省が提供しております有料老人ホーム「重要事項説明書」の様式がVer1.2からVer1.3に変更されました。これを受け、本市におきましても同じく**Ver1.2からVer1.3に変更して使用**することとなりました。今後は**必ずVer1.3にて作成**いただくようお願いいたします。

当該様式につきましては、ＮＡＧＯＹＡかいごネットの「有料老人ホームのページ」内の「２　各種様式等」の「１．名古屋市有料老人ホーム重要事項説明書」にてダウンロードすることができます。（https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/）

なお、今回の様式変更はVer1.2への変更時の変更漏れの修正のみですので、重要事項説明書の内容そのものを変更するものではありません。基本的にはVer1.2と同じ内容をご入力いただければ問題ありません。変更箇所につきましては、別途対照表を作成しておりますのでご参照ください。

介護保険課施設指定担当（有料老人ホーム担当）
電　話　052-972-2539
メール　a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市

要介護度等改善事例公表事業

事例募集

事業所独自の取り組みをお知らせください

随時募集

利用者の心身状況等に改善・向上が見られた取り組み等を本市が収集・公表し、事業所PRや利用者のさらなる意欲向上等につなげます。

- **要介護度の改善事例**
- **ADL、IADL、QOLの向上事例**
- **職場環境改善事例**
- **コロナ禍での新たな取り組みの紹介　　等**

ご報告いただいた事例はNAGOYAかいごネットへ掲載します

URL　https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2021032400024/

ご報告はメールで　MAIL：a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp　名古屋市介護保険課指導係

令和８年１月

関　係　各　位

名古屋市健康福祉局長

福祉避難所の設置・運営へのご協力のお願い

日頃は本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への事前の備えとして、避難に際し配慮の必要な方（障害のある方、要介護・要支援認定のある方等）を対象とした「福祉避難所」の指定又は協定を締結（以下、「指定等」という。）することを推進しているところです。

福祉避難所は、身体等の状況や医療的ケアの面で、入院や介護施設への入所の必要はないものの、小中学校等の一般の指定避難所では、段差・トイレ等で生活に支障をきたす方に避難していただく施設です。

発災後、災害のおそれがなくなり、警報等が解除された時点で速やかに開設し、原則として当該施設のサービス利用者とその家族のうちあらかじめ特定した方を速やかに受け入れる指定福祉避難所と、一般の指定避難所に避難していただいた後に、その方々の状況を確認した上で移動していただく協定福祉避難所があります。

福祉避難所は、東日本大震災や平成 28 年熊本地震や令和 6 年能登半島地震においても被災地の各地に設置され、要配慮者の避難支援対策の中でも重要な役割を担っています。

福祉施設・事業所の皆様におかれましては、福祉避難所の指定等についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

もし、ご検討いただける場合は、下記 URL、QR コード「福祉避難所に関する意向調査」（所要時間　5 分程度）にご回答いただきますようお願いいたします。

福祉避難所の概要につきましては回答フォーム内参考資料をご参照ください。

回答フォームはこちら

https://logoform.jp/form/mX9C/382859

スマートフォンやパソコンを使って、URL または QR コードからアクセスし、ご回答ください。

（参考）福祉避難所指定等か所数

248 か所（令和７年３月 31 日現在）

指定等対象となる事業所種別（名古屋市内にある福祉施設・事業所が対象）

高齢者施設・介護サービス事業所

1	通所介護	12	特別養護老人ホーム
2	地域密着型通所介護	13	地域密着型特別養護老人ホーム
3	予防専門型通所サービス	14	介護老人保健施設
4	ミニデイ型通所サービス	15	介護医療院
5	運動型通所サービス	16	特定施設入所者生活介護
6	通所リハビリテーション	17	地域密着型特定施設入所者生活介護
7	認知症対応型通所介護	18	養護老人ホーム
8	小規模多機能型居宅介護	19	軽費老人ホーム
9	看護小規模多機能型居宅介護	20	ケアハウス
10	短期入所生活介護	21	住宅型有料老人ホーム
11	短期入所療養介護	22	サービス付き高齢者向け住宅

障害者（児）施設・障害福祉サービス（障害児通所支援）事業所

23	生活介護	32	児童発達支援
24	自立訓練(機能訓練)	33	放課後等デイサービス
25	自立訓練(生活訓練)	34	共同生活援助
26	就労移行支援(一般型)	35	短期入所
27	就労継続支援(A 型)	36	宿泊型自立訓練
28	就労継続支援(B 型)	37	施設入所支援
29	療養介護	38	福祉型障害児入所施設
30	地域活動支援事業	39	医療型障害児入所施設
31	医療型児童発達支援		

【本件のお問い合わせ先】　　名古屋市健康福祉局監査課

℡　052-972-2510　Fax　052-972-4150

E-mail： a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福　祉　避　難　所　の　概　要

資料１

福祉避難所とは

福祉避難所とは、自宅が被害を受けて生活できない方のうち、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を対象とした避難所であり、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設されます。本市の福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。※指定福祉避難所と協定福祉避難所の相違点については、資料２参照

指定福祉避難所・協定福祉避難所

社会福祉事業を行う事業所のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、指定福祉避難所として指定又は協定福祉避難所として協定を締結させていただきます。

＜指定福祉避難所・協定福祉避難所共通＞

① 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に位置すること

② 耐震構造の建築物で、原則としてバリアフリー化がされていること

③ 避難者用スペース（１人当２㎡）が確保でき、利用にあたり無料であること

＜指定福祉避難所＞	＜協定福祉避難所＞
④ 速やかに、特定の要配慮者の受け入れ、生活関連物資を避難者に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること ⑤ 原則として、耐火構造の建築物であること	④ 一般の指定避難所において、行政職員が振り分けをした要配慮者の受け入れが可能な構造又は設備を有するものであること

※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えありません（再開にあたっては事業所管課にご相談ください）。

※ 想定している事業所は、主にデイサービス等通所事業を行う施設ですが、特別養護老人ホーム等入所施設についても、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲でご検討ください。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない方であって、避難所での生活において配慮を必要とする方とします。

対象者を介助する方も、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（介助者は１人までとし、要配慮者数には算入しません）。※対象者の避難の流れについては、資料３参照

車いす利用者や一人での移動が困難な方など、小・中学校では段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、**福祉避難所自体に対象者の介護をお願いするものではありません。**

福祉避難所の事業内容

① **福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め１人以上の配置】**

〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決めます〕

② 被災した要配慮者の福祉避難所への移送

③ 被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要配慮者を概ね10人受け入れ、相談員を１人配置した場合に限る）

④ 食事の提供や生活必需品の支給

（上記①〜④について）災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担します。

資料２

福祉避難所制度の主な相違点

名　　　称	指定福祉避難所	協定福祉避難所
対　象　者	原則として高齢者及び障害者の通所施設のサービス利用者とその家族	発災後に一般の避難所において行政職員が振り分けをした要配慮者とその家族
開　設　の タイミング	発災後、災害のおそれがなくなり、警報等が解除された時点で速やかに開設	発災後、4 日目以降を目標
避難方法	在宅避難ができない場合や危険が迫っている場合は最寄りの指定緊急避難場所へ避難し、災害のおそれがなくなった後、速やかに避難	まずは一般の避難所へ避難し、そこで行政職員が福祉避難所の対象者を振り分けした後、福祉避難所へ移送
避難支援	発災後、行政からの依頼を待つことなく、施設は安否確認及び避難支援を行う	発災後、行政から依頼があった場合に、施設は可能な範囲で移送に協力
物資の備蓄	原則として食糧、水等の 3 日分を施設にて予め備蓄 （補助制度を令和 4 年度より開始）	4 日目以降の開設のため、開設に併せて行政が運び入れる （福祉避難所には備蓄しない）
公表・公示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない 施設名、所在地、受入れ対象者を公示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない
費　　　用	災害救助法による救助とみなされるものにかかる費用について全額を市が負担	同左

資料３

要配慮者の避難支援のイメージ

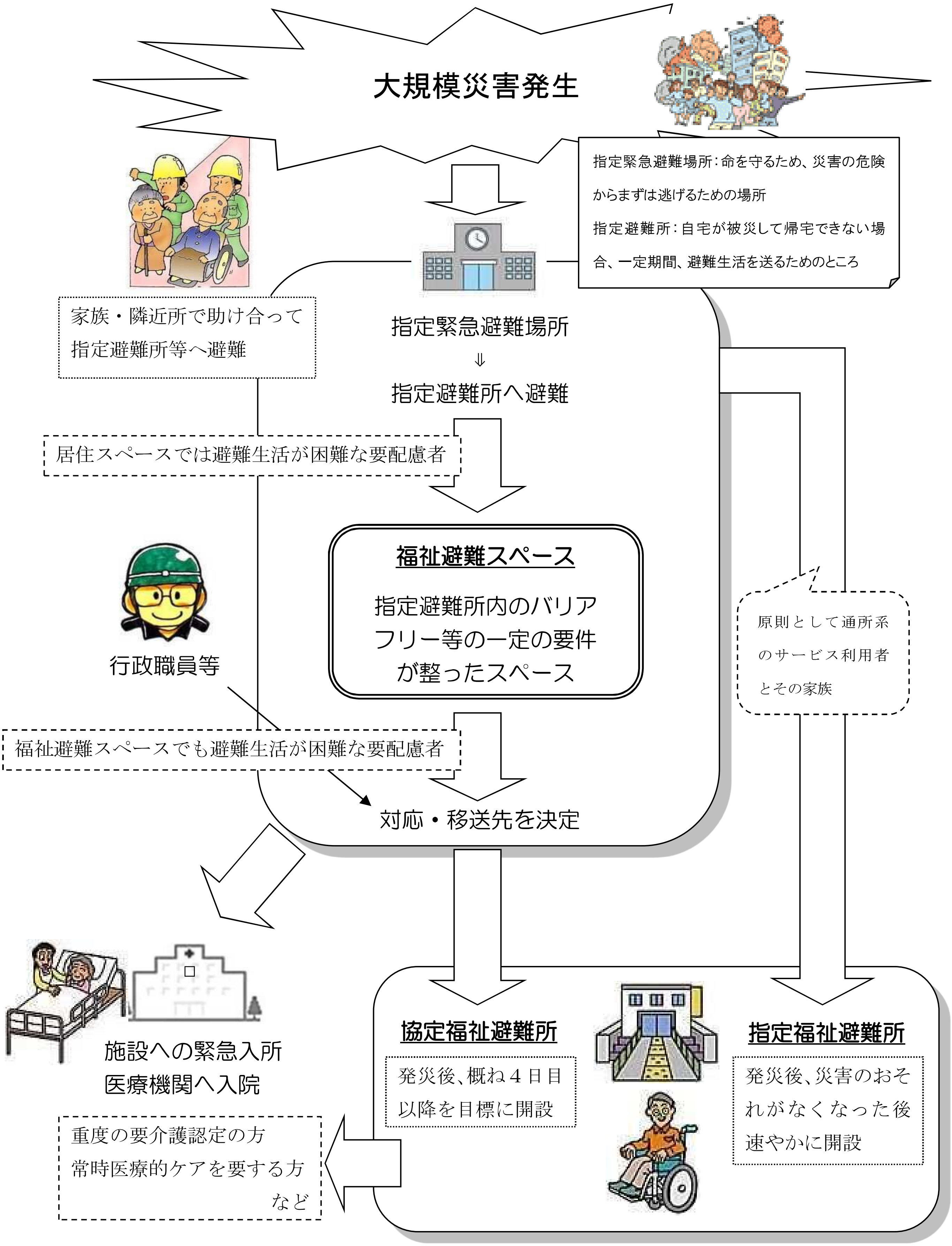

「はいかい高齢者おかえり支援事業」ってなに？

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報を**おかえり支援サポーター**や**協力事業者**に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。

※「おかえり支援サポーター」とは、この事業に協力いただく方々のことです。（市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。）

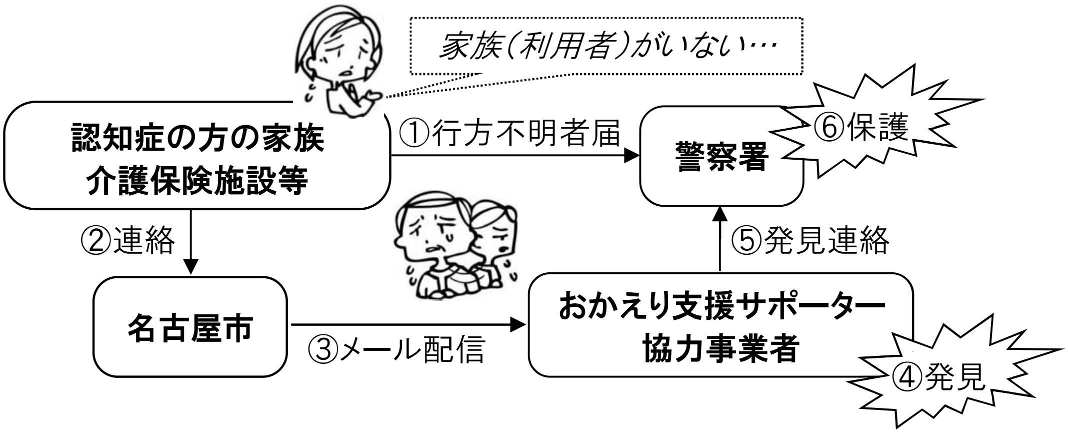

【メールの内容（例）】

〇月〇日〇時頃、〇区〇〇町で 80 代女性が行方不明となりました。

特徴：身長150㎝、中肉。紺色の上着に黒色のズボン着用。

見つけられた方は、110番通報するか〇〇警察署までご連絡ください。

☆事業を利用するためには事前に登録が必要です☆

だれでも登録することができるの？

登録することができるのは、**名古屋市内に在住し、徘徊のおそれがある認知症の方（若年性認知症の方を含む。）**です。なお、市内の介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等を利用されている方も登録することができますが、親族や成年後見人等の同意が必要となります。

登録するにはどうしたらいいの？

◆受付窓口◆登録希望者の居住地を担当する「いきいき支援センター」

※いきいき支援センターの所在地等の情報は裏面をご参照ください。

◆受付時間◆月～金曜日（祝休日・年末年始を除く。） 午前 9 時～午後 5 時

◆登録費用◆無料

◆登録方法◆登録希望者の親族・成年後見人等、または利用している施設の職員の方に、**登録届**を受付窓口までご持参いただきます。

※登録届は、いきいき支援センターで配布しているほか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

【名古屋市公式ウェブサイト http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000038313.html】

問合先：名古屋市健康福祉局高齢福祉部　高齢福祉課

TEL：972-2549　FAX：955-3367　E-mail：a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

R7.5

いきいき支援センター一覧　＜市外局番は「052-」です＞

名　称	電　話	住所	担当学区
千種区東部	781-8343	千種区桜が丘１１－１　ソフィアビル１階	上野、自由ケ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ケ丘、宮根
分室	726-8944	千種区宮根台一丁目４－２４　山内ビル１階	
千種区西部	763-1530	千種区西崎町２丁目４－１　千種区在宅サービスセンター内	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東区	932-8236	東区泉二丁目２８－５　東区在宅サービスセンター内	区内全域
分室	711-6333	東区矢田四丁目５－１１　レジデンスアロー１階	
北区東部	991-5432	北区平安二丁目１－１０　第５水光ビル２階	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
北区西部	915-7545	北区清水四丁目１７－１　北区在宅サービスセンター内	味鋺、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鋺、如意
分室	902-7232	北区中味鋺三丁目４１４	
西区北部	505-8343	西区市場木町１５７　パークサイドなかしま１階	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
西区南部	532-9079	西区花の木二丁目１８－１　西区在宅サービスセンター内	稲生、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや、枇杷島、南押切
分室	562-5775	西区菊井二丁目２－３　アーバネス菊井ビル２階	
中村区北部	486-2133	中村区名楽町４丁目７－１８　中村区在宅サービスセンター内	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
分室	412-3030	中村区稲葉地本通１丁目３　魚住稲葉地ﾋﾞﾙ西号室	
中村区南部	483-6866	中村区豊国通１丁目１４	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
中区	331-9674	中区上前津二丁目１２－２３　中区在宅サービスセンター内	区内全域
分室	262-2265	中区栄四丁目１－８　中区役所地下２階	
昭和区東部	861-9335	昭和区滝川町３３　いりなかスクエア３階	伊勝、川原、滝川、広路、八事
昭和区西部	884-5513	昭和区御器所三丁目１８－１　昭和区在宅サービスセンター内	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
分室	852-3355	昭和区阿由知通４丁目７　グローバル御器所２Ｃ	
瑞穂区東部	858-4008	瑞穂区佐渡町３丁目１８　瑞穂区在宅サービスセンター内	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
分室	851-0400	瑞穂区洲山町二丁目２１　啓徳名古屋南ビル１階	
瑞穂区西部	872-1705	瑞穂区堀田通１丁目１８　シティアーク１階	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御劔
熱田区	671-3195	熱田区神宮三丁目１－１５　熱田区在宅サービスセンター内	区内全域
分室	682-2522	熱田区大宝三丁目６－２６　シャンボール日比野１階	
中川区東部	354-8343	中川区八幡本通２丁目２７　コーポ中野１階	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
中川区西部	352-8258	中川区小城町一丁目１－２０　中川区在宅サービスセンター内	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
分室	364-7273	中川区春田四丁目１１９　プリマヴェーラ１階	
港区東部	651-0568	港区港楽二丁目６－３２　港区在宅サービスセンター内	稲永、大手、港楽、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
港区西部	381-3260	港区寛政町6丁目40	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明徳
分室	309-7411	港区知多二丁目２２１５　レーブエル１階	
南区北部	811-9377	南区桜台１丁目１－２５　桜ビル１階	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道徳、豊田、明治、呼続
分室	698-7370	南区明治二丁目３２番１４号氷室AKマンション１階	
南区南部	819-5050	南区前浜通３丁目１０　南区在宅サービスセンター内	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、宝南、星崎、笠東
守山区東部	758-2013	守山区小幡南一丁目２４－１０　守山区在宅サービスセンター内	天子田、大森、大森北、小幡、上志段味、吉根、志段味西、志段味東、下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東
分室	736-0080	守山区吉根南１４０１	
守山区西部	758-5560	守山区瀬古東二丁目４１１	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、廿軒家、二城、守山
緑区北部	899-2002	緑区鳴子町１丁目７番１　緑区在宅サービスセンター内	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
分室	877-9001	緑区徳重五丁目６２５　アーバニティ幸１階	
緑区南部	624-8343	緑区左京山３０３８	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東区北部	726-8777	名東区上社一丁目８０２　名東区在宅サービスセンター内	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、蓬来
分室	771-7785	名東区明が丘１２４－２　ami ami annex２階	
名東区南部	720-6121	名東区にじが丘２丁目７　アーバンラフレ虹ヶ丘西２号棟	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、西山、前山、牧の原、名東
天白区東部	809-5555	天白区原一丁目３０１　天白区在宅サービスセンタ-内	相生、植田、植田北、植田東、植田南、たかしま、原、平針、平針北、平針南
分室	808-5400	天白区原五丁目１３０３　三和シャトー１階	
天白区西部	839-3663	天白区大坪二丁目６０４	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根

はいかい高齢者おかえり支援事業
おかえり支援サポーター・協力事業者募集

　はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

　徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報を**おかえり支援サポーター**や**協力事業者**に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。

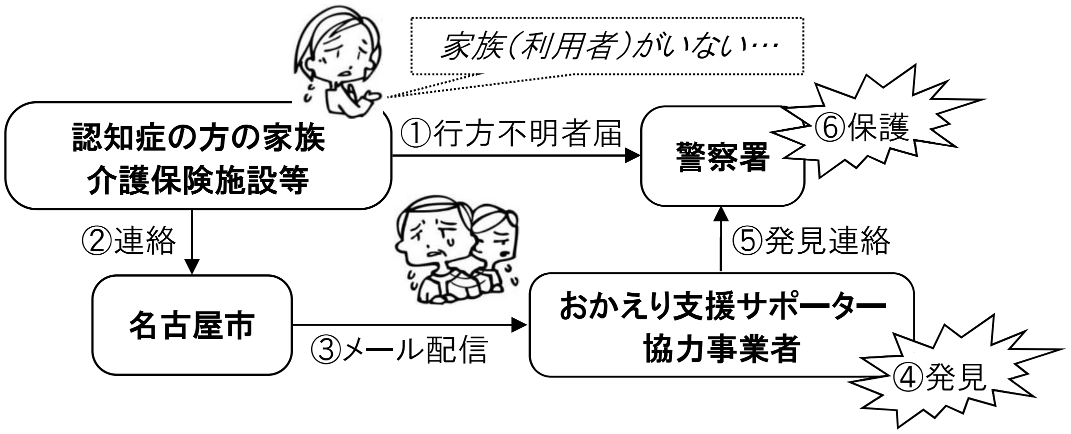

【メールの内容（例）】

○月○日○時頃、○区○○町で 80 代女性が行方不明となりました。

特徴：身長150cm、中肉。紺色の上着に黒色のズボン着用。

見つけられた方は、110番通報するか○○警察署までご連絡ください。

おかえり支援サポーターとは…

　おかえり支援サポーターとは、この事業に協力いただく方々のことです。（市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。）

　携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録いただき、捜索協力依頼のメールを受けとった場合に、可能な範囲で捜索のための情報提供にご協力いただきます。

◆登録費用◆無料（ただし、メール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費等は登録者負担）

◆登録方法◆**下記のコードを読み取り、アクセスしたページから空メールを送信する**か、下記のメールアドレスに空メールを送信してください。（詳しい登録方法は、裏面をご覧ください

【QR コード】　　【メールアドレス】 t-nagoya-okaeri@sg-p.jp

※登録時に情報をほしい地域（区）を選択することができます。
※夜間のメール配信の希望を選択することができます。
※捜索協力依頼以外にも、定期的に認知症に関するイベント等の情報をメールで配信します（配信の希望を選択できます）。

協力事業者も募集しています！

　事業者（団体）としてこの事業に協力いただく協力事業者も募集しています。協力事業者と認定された場合には、市から認定証を交付します。登録を希望される場合には**下記問合先にメールにてご連絡ください。（メールの件名は「協力事業者登録」とし、本文に①団体名、②担当者名、③連絡先を必ずご記入ください。）**

問合先：名古屋市健康福祉局高齢福祉部　高齢福祉課
TEL:972-2549　FAX:955-3367　E-mail:a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

R7.5

おかえり支援サポーター　メールアドレスの登録方法

1　下記のコードを読み取り、アクセスしたページから、空メールを送信します。

【QR コード】

アクセス →

空メール送信

・ご利用の登録を行う場合は、以下のリンクよりメールを送信してください。
・件名、本文はそのままで結構です。ご利用登録の案内メールを折り返しお送り致します。

クリック → メールを送信する

コードの読み取りができない場合は、こちらのアドレスに空メールを送信してください。

t-nagoya-okaeri@sg-p.jp

※「空メール」とは件名、本文を入力せずに送信するメールのことです。

2　登録用ホームページのURLが記載されたメールが届きます。

ご利用ありがとうございます。
仮登録が完了致しました。
下記の URL にアクセスして、詳細情報をご登録下さい。
本登録はコチラからお願いします。

https://plus.sugumail.com/usr/nagoya-okaeri/home**********

尚、本メールへのご返[illegible]はできませんので[illegible]。
名古屋市[illegible]

クリック

3　利用規約を確認後、「メール配信に同意する」を選択します。

利用者登録

・メール配信サービスの申込みを行います。利用規約に同意の上、下記のメール配信に同意するリンクをクリックしてください。

❑利用規約を確認する

クリック → メール配信に同意する

メール配信に同意しない

4　配信内容を選択します。

利用者情報入力

下記の情報を入力してください。
※は入力必須項目になります。

・協力区分※
選択してください
→「おかえり支援サポーター」を選択

・夜間（22 時～翌 8 時）配信※
選択してください
→「希望する」「希望しない」いずれかを選択

・配信希望区※
☐ 千種区
☐ 東区
☐ 北区
☐ 西区
☐ 中村区
☐ 中区
☐ 昭和区
☐ 瑞穂区
☐ 熱田区
☐ 中川区
☐ 港区
☐ 南区
☐ 守山区
☐ 緑区
☐ 名東区
☐ 天白区
→情報の欲しい地域(区)をクリック

・事業者名（名古屋市から認定を受けた事業者様のみご入力ください。）
→入力しない

・情報提供メール配信
選択してください
→「希望する」「希望しない」いずれかを選択

クリック → 次の画面に進む

5　入力内容を確認します。

利用者情報確認

入力内容を確認して、「入力内容を登録する」を押してください。
・メールアドレス
　@*.***　← あなたのメールアドレスが表示されます
・協力区分
　おかえり支援サポーター
・夜間（22 時～翌 8 時）配信
　希望しない
・配信希望区
　中区、瑞穂区
・情報提供メール
　希望する　　　　修正する

クリック → 入力内容を登録する

6　登録完了です。

利用者登録完了

ご登録ありがとうございました。

※本登録完了後、「本登録完了のお知らせ」のメールが届きます。

令和７年度
名古屋市福祉人材育成支援助成事業

従業者のキャリアアップに資するもの（事業所の指定を受けているサービスに関係するものに限る。）で、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の４分の３を、事業所のサービス種別に応じて最大 20 万円まで助成します。

１　対象となる試験及び研修（対象経費）

以下の試験受験料や研修受講料が対象です。対象となる従業者は、対象事業所の職員であり、入所者（利用者）に対して、直接的な介護に従事している方です。

社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、管理栄養士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護職員初任者研修、実務者研修、ユニットリーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、精神科訪問看護基本療養費算定要件研修、生活援助従事者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修、喀痰吸引等研修 ※（第１号・第２号・第３号）、相談支援従事者初任者研修。

○受講時に必須となるテキスト代は対象となりますが、受験対策講座費や参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※ **障害福祉サービス事業所については本市の対象となります。**なお、介護サービス事業所については、愛知県の研修受講支援事業費補助金（愛知県高齢福祉課　０５２－９５４－６８１４）の対象です。

２　助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に４分の３を掛けた金額（事業所のサービス種別に応じて最大 20 万円まで）を助成します。

サービス種別	助成限度額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援 障害福祉サービスの居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	**100,000 円**
地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護	**150,000 円**
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	**200,000 円**

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

3　注意事項

〇事業開始日（試験の場合は試験日。研修の場合は研修初日。自宅学習から始まる研修の場合は教材到着予定日。）の 10 日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに 10 日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
〇令和８年３月 31 日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
〇申請書は、事業所ごとに作成してください。
〇助成限度額に達するまでは、何度でも申請できます。
〇対象経費は、受験料及び受講料(税込)、受講時に必須となるテキスト代(税込)です。

・受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費などについては、助成対象外です。
・割引やキャッシュバックがある場合は、それらを差し引いた金額が対象経費となります。

★申請書類のダウンロード、記入例については、
ＮＡＧＯＹＡかいごネットをご覧ください。
（https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/）

4　申請書提出先・問い合わせ先

サ　ー　ビ　ス　種　別	申請書提出先 問い合わせ先
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型サービス（各種）・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院 ※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。	**〒460－8508 名古屋市中区三の丸三丁目 １番１号 健康福祉局介護保険課 電話：９７２－２５３７**
居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む。）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	**〒460－8508 名古屋市中区三の丸三丁目 １番１号 健康福祉局障害者支援課 電話：９７２－２５５８**

オンライン申請の受付を開始しました。
以下の URL から申請を受け付けております。
当初申請
https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzai-tousho-R7
変更申請
https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzai-henkou-R7
中止申請
https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzai-chuushi-R7
完了報告・請求
https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzai-kanryo-seikyu-R7

名古屋市外国人介護人材等導入支援事業

外国人介護人材等の導入をサポート！

名古屋市 補助金制度のご案内

「人が足りない」「どうやって受け入れたらいいのかわからない」
そんな介護現場の声に応えるため、名古屋市では外国人介護人材の導入をサポートする
補助金制度を実施しています。
採用時に必要な紹介料や渡航費、居住費などの費用負担を軽減し、スムーズな受け入れを応援します！

補助対象

以下の外国人介護人材・障害福祉人材を初めて雇用する、
市内の介護サービス事業所等または障害福祉サービス事業所等　※相談系サービス等を除く

・技能実習生　・在留資格「特定技能」　・EPA に基づく外国人介護福祉士候補者

対象経費

事業所が初めて雇用する１名の雇用にかかる経費

・監理団体への入会金、会費　・紹介費、手数料　・渡航費　・健康診断費
・監理費、支援委託費　・ビザ申請費用　・居住費　など

※交付決定後に支払った費用に限ります。

補 助 額

要した経費の４分の３
上 限 55 万円

補助対象期間

初年度交付決定より1年間

※年度をまたぐ場合、2年度目の補助上限は55万円から初年度補助額を除いた額

申請先

介護サービス事業所
名古屋市健康福祉局介護保険課
TEL：052-972-2537　FAX：052-972-4147

障害福祉サービス事業所
名古屋市健康福祉局障害者支援課
TEL：052-972-2558　FAX：052-972-4149

注意事項

・初めての雇用であるかは事業所単位で判断しますので
　同一法人内の別事業所で外国人材を導入済みであっても差し支えありません。
・当該事業所で従事させるために、申請年度内に外国人材を新たに雇用した事業所が対象となります。
　申請年度中に雇用契約を結んでいない場合や、同一法人内の別事業所からの異動により従事させた場合は対象となりません。
・交付決定後１年間の間に支出した経費が対象となります。
　年度をまたぐ場合は年度ごとに実績報告及び請求をしていただき、年度ごとに支給します。
・交付決定前に支出した経費は対象となりません。
・県による補助事業等、他の制度による助成等を受けた経費は対象となりません。
・それぞれの外国人介護人材・障害福祉人材を受入可能なサービス種別であるか事前にご確認ください。
・同一時期に複数の事業所において受入を行う場合には、申請書は同一法人内でまとめて、

令和7年度
名古屋市外国人技能実習生(介護職種)受入支援事業

外国人技能実習生（介護職種）を雇用する際には、日本語や介護実務などを学ぶ「入国後講習」の受講が必須となっていることから「入国後講習」に係る費用を対象に対象経費の４分の３を最大１２万円/人まで助成します。

1　補助概要

＜補助対象事業所＞
外国人技能実習生を受け入れる市内介護事業所
＜対象経費＞
入国後講習に係る費用（講習費、宿泊費、光熱水費・健康診断費等）
＜助成額＞
対象経費の４分の３（上限額１２万円／人まで）

2　手続き方法

○事業を実施する前（１０日程度前をめど）に申請書類一式を提出してください。
○申請書は事業所ごとに作成してください。
○講習終了後は実績報告が必要です。
○令和８年３月３１日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請が可能です。
○対象経費は入国後講習費用の講習費・宿泊費・光熱費・健康診断費です。
○希望の事業所につきましては担当課宛てに必要書類等の提出が必要となります。
○手続方法および申請書類のダウンロードは「NAGOYA かいごネット」をご覧ください。
https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/

3　申請書提出先・問い合わせ先

〒460－8508
名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進担当
TEL　（052）972－2537
FAX　（052）972－4147

名古屋市

新型コロナウイルス感染症流行以前に撮影されたものです。

中学生向け
介護の仕事

出前講座

1．趣旨

この事業では、市内の中学校を対象に現役介護職員を派遣し、中学生に対して介護の仕事のやりがいや魅力を講義することで介護人材確保にかかる若年者への働きかけを推進することを目的とする。

2．事業内容

（1）出前講座の内容

希望があった中学校へ市内介護施設で働く現役の介護職員を派遣し、介護職としての仕事内容や、やりがいなどを講義する。

（2）対象

市内の公立中学校（特別支援学校を含む）

（3）派遣する講師の手配

各中学校に希望調査（実施月、派遣する職員のサービス種別等）を行い、希望に合わせた人材を派遣できるよう、介護保険課から事業者団体（名古屋市老人福祉施設協議会、名古屋市老人保健施設協会、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会）へ講師派遣の依頼を行う。

（4）実施方法

所定の申込書により開催日の２か月以上前までに FAX にて申込みを行う。

【担当窓口】
名古屋市健康福祉局介護保険課推進担当
TEL　052-972-2537　　FAX　052-972-4147